

# 社会福祉法人美浦村社会福祉協議会 サロン活動助成事業実施要綱

平成24年1月18日会長決裁

## (目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人美浦村社会福祉協議会（以下「**本会**」という。）が、地域住民グループ等が主体となって設置する、ふれあい・いきいきサロン及び、子育てサロン（以下「**サロン**」という。）に対して行う助成事業に関し、必要な事項を定め地域福祉の推進に資することを目的とする。

## (助成対象サロン)

第2条 この要綱において助成対象とするサロンは次のものとし、以下の活動要件等を満たしたものとする。

### (1) ふれあい・いきいきサロン

ア、設置目的は、閉じこもりがちな生活をしている高齢者の交流や、仲間づくり等を通じて、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進等を図ることを目的として設置したものとする。

イ、開催回数は、原則として概ね月1回以上で年**10回以上**とする。ただし、地域の実情に応じて弾力的に対応するものとする。

ウ、運営主体（以下「**担い手**」という。）は、民生委員児童委員、老人クラブ会員、ボランティア、地域住民等で組織されたグループとし、親しみやすいサロン名をつける。

エ、利用対象者（以下「**参加者**」という。）は、原則として参加者が気軽に歩いて来ることができる対象地域の、概ね**65歳以上**の高齢者とする。

オ、参加者数は、**5名から10名程度**を一つの単位とし、地域の規模や会場スペースに応じたものとする。

カ、担い手側のグループに属している参加者が多数を占める場合、助成対象外とする。ただし、サロン活動とグループ活動の内容に関連性がなく、地域の高齢者に広く門戸を開いていることが認められれば、その限りではない。

キ、開催場所は、原則として参加者が気軽に歩いて来ることができる地域の公会堂や住民センター、個人宅等とする。ただし、調理をする場合は衛生上の確保が図られていることを条件とする。

### (2) 子育てサロン

ア、設置目的は、子育て中の親と子の交流や仲間づくり、情報交換や子育て学習等を通じて、育児不安の解消や乳幼児の健全育成等を図ることを目的として設置したものとする。

イ、開催回数は、月**1回以上**とする。

ウ、担い手は、保護者、民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティア、地域住民等で構成されたグループとし、親しみやすいサロン名をつける。

エ、参加者は、未就学の乳幼児とその親とする。

オ、参加者数は、おおむね**10組以上**を一つの単位とし、地域の規模や会場スペ

ースに応じたものとする。

カ、開催場所は、地区公民館、地域の公会堂や住民センター、個人宅等、参加者が気軽に集まれる場所とする。ただし、調理をする場合は衛生上の確保が図られていることを条件とする。

2 サロンの実施に際し、当該地域関係団体や本会と連携を図り、事業の円滑な運営のため、地域からの補助金や会場借用に関し、積極的な支援が得られる体制づくりを心がけるとともに、財源については参加者の会費負担のほか、企業や団体による助成制度の積極的活用を努めることとする。

(助成金額)

第3条 助成金額は、当該事業に関わる経費を上限とし、次のとおりとする。

- (1) 1開催あたり1,000円とし、年間20,000円を限度とする。
- (2) 年度途中で新たに設置したサロンにあっては、開催回数に応じた金額を助成するものとする。

(助成対象経費)

第4条 この要綱において助成対象とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施のために必要な物品の購入等の経費
  - (2) 研修、講習会の経費
  - (3) その他サロン運営にかかる経費
- 2 助成の対象とならない経費は、次のとおりとする。
- (1) 担い手のみが参加する親睦会等の経費
  - (2) 1品20,000円を超える備品購入費

(申請)

第5条 助成金の交付を希望するサロンは、サロン活動助成金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、添付書類とともに本会会長宛に申請するものとする。

(決定)

第6条 会長は、前条の規定により助成金申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ助成金交付の可否を決定し、その結果をサロン活動助成金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、交付した助成金の用途等がその目的に反するときは、助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

(支払)

第7条 会長は、前条第1項により助成金の交付を決定したときは、決定額の7割を概算払いすることができる。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた運営主体は、事業の会計を毎年度3月末で締め、4月末日までにサロン活動助成事業実績報告書(様式第3号)に必要事項を記入し、関係書類を添えて会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日に遡って施行する。
- 2 第9条の活動保険は、交付決定時より効力を発生する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月16日より一部改正し、平成23年4月1日に遡って施行する。